＜利用規約＞

「市内事業者さんの送迎バスの空席を活用した

高齢者『おでかけ支援バス』お試し運行」　利用規約

（趣旨）

第１条　この規約は、「市内事業者さんの送迎バスの空席を活用した高齢者『おでかけ支援バス』お試し運行」（以下「おでかけ支援バス」という。）実施に伴い、その運用並びに利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　おでかけ支援バスは、八尾市内の自動車教習所や病院等（以下｢協力事業者｣という。）の利用者及び職員等の送迎のために運行している送迎バスの空席を利用して、高齢者が気軽に買い物や通院等ができるようおでかけ支援することを目的とするものである。

（規約の適用及び遵守）

第３条　この規約はおでかけ支援バスを利用するすべての者に適用するものとし、利用する者（以下「利用者」という。）はこの規約を遵守しなければならない。

（規約の変更）

第４条　市長はいつでもこの規約を変更できるものとする。規約が変更された場合は、利用者は変更後の規約を遵守するものとする。

（利用対象者）

第５条　おでかけ支援バスの利用対象者は、本市に住所を有する満６５歳以上の者で、おでかけ支援バスに一人で乗り降りができる者とし、且つ、次の各号に掲げる事項の全てに同意し、利用申請書を市に提出した上で、おでかけ支援バス利用パスカード（以下「パスカード」という。）の交付を受けた者とする。

(１)　おでかけ支援バスの利用規約を遵守すること。

(２)　おでかけ支援バス実施による関係者への影響により、運行の見直し又は中止する場合があること。

(３)　空席状況や運行時間の遅延、運行により、乗車できない場合があること。

(４)　交通渋滞、事故、天候等々により送迎バスの運行を休止する場合があること。

(５)　既に満席又は特定利用者が乗車することが明らかであり満席が予想される場合は、通過することがあること。

(６)　個人での利用に限り、団体での利用はしないこと。

(７)　乗車中は運転者の指示に従い、シートベルト着用等の安全な乗車に努めること。

(８)　運行中に発生した事故について、運転者、協力事業者及び本市の責めに帰すべき事由がない場合は、運転者、協力事業者、及び本市は責任を負わないこと。

(９)　乗車中に患者等から感染する可能性があること。

(10)　上記同意事項に違反した場合や著しい迷惑行為が確認された場合は、利用許可が取り消されること。

（事業の内容）

第６条　事業の内容は次の各号に定めるとおりとする。

（１）協力事業者は、おでかけ支援バスの目的を理解し、送迎に支障がない範囲で送迎バスの空席を活用し、社会貢献として乗車を希望する高齢者の運送を無償で行う。

（２）運行路線、乗降場所及び乗降方法は、協力事業者が本来の送迎目的である利用者（以下「特定利用者」という。）を送迎するために設定するものの範囲内で、協力事業者が別に定めたものとする。

（３）おでかけ支援バスの運行日及び運行時間は、協力事業者が特定利用者を送迎するために設定するものの範囲内で、土・日・祝日・年末年始・休業日を除く月曜日から金曜日の概ね午前８時４５分頃から午後５時１５分頃の間とし、協力事業者が別に定めたものとする。

（４）本市は、乗車中の利用者に対する傷害保険に加入するとともに、登録及び広報に係る事務を行なうものとする。また、協力事業者に対して必要な協力を行なう。

（利用申請）

第７条　おでかけ支援バスの利用を希望する者は、おでかけ支援バス利用申請書兼同意書を市長に提出しなければならない。

（利用決定）

第８条　市長は、利用申請書を受理したときは、速やかに審査し利用の可否を決定し、利用可能と

認められた場合は、申請者にパスカードを交付するものとする。

（利用料金）

第９条　おでかけ支援バスの利用料金は無料とする。

（事故等の処理）

第１０条　おでかけ支援バス運行中に発生した事故について、運転者及び協力事業者の責めに帰す

べき事由が無い場合は、運転者、協力事業者、及び本市は責任を負わないものとする。

２　前項に規定する場合を除くほか、おでかけ支援バス運行中に受けた損害については、協力事業

者が加入する自動車保険及び本市が加入する傷害保険で対応するものとする。但し、協力事業者が

加入する自動車保険及び本市が加入する傷害保険では対応できない場合の処理方法については、協

力事業者と本市とが協議の上、定めるものとする。

（譲渡等の禁止）

第１１条　パスカードの交付を受けた者は、パスカードを他人に譲渡し、または担保に供してはならない。

（資格の喪失）

第１２条　パスカードの交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、その者は利用資格を喪失するものとする。

（１）第５条に該当しなくなった場合。

（２）前号に掲げるもののほか、おでかけ支援バスを利用することが不適切であると市長が認めるとき。

（パスカードの返還）

第１３条　パスカードの交付を受けた者が、前条の規定に該当し、おでかけ支援バスを利用する資格を喪失したときは、速やかにパスカードを市長に返還しなければならない。

（パスカードの記載事項の変更等）

第１４条　パスカードの交付を受けた者は、利用カードの記載事項に変更が生じた場合は、市長にその旨を届け出て、再交付の手続きを受けなければならない。

（損害賠償）

第１５条　パスカードの交付を受けた者がおでかけ支援バスを不正に利用したことにより協力事業者又は第三者が損害を受けた場合は、当該利用者の責任と費用によりその損害を賠償するものとする。

附　則

この規約は、平成２９年８月１日から施行する。